

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：全世界（広域）市場志向型農業促進のための市場インフラ整備及びデータ収集にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界（広域）市場志向型農業促進のための市場インフラ整備及びデータ収集にかかる情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：25a00704

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月17日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）市場志向型農業促進のための市場インフラ整備及びデータ収集にかかる情報収集・確認調査
(QCBS-ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年3月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型を行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第2グループ 第5チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月23日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月24日12時まで
3	質問への回答	2026年1月9日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年1月16日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年1月27日15時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

応募を排除する者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先： <https://forms.office.com/r/WWmFWz5cH6>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）回答方法

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2.（3）参照

（2）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%90%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記 2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章 4. (4) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章 4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章 4. (4) 別見積について」のうち、1) の経費と 2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章 4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 價格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格=100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2) に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点=100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点=（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）=（技術評価点）×0.8+（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を使い、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2000年代以降、アフリカをはじめとする開発途上地域では、農業の生産性向上と農家の所得向上が持続的な経済成長と貧困削減の鍵として注目されてきた。しかしながら、従来の農業支援は生産技術の向上を目指す一方で、農家が市場ニーズを把握したうえで生産活動を行うという「市場志向型農業」の視点が十分に取り入れられておらず、農家が収穫後に販路を見つけられず、収益につながらないケースが多く見られた。

以上のような状況を背景とし、JICAは2006年にケニア政府との技術協力により、「市場志向型農業振興(SHEP)アプローチ」(以下、「SHEPアプローチ」という。)と名付けられた農業普及手法を創発した。SHEPアプローチは、従来の「作ってから売る」受け身の農業から、「売るために作る」市場志向型の農業への転換を促すものであり、農業をビジネスとして捉え、小規模農家の営農力強化と所得向上を目指すものである。このアプローチでは、農家自身が市場ニーズを調査し、それに基づいて作付け計画を立てることで、営農意欲やマーケティング力を高め、主体的な行動を促すことが重視されている。これにより、農家の収入向上のみならず、農業の持続可能な発展にも寄与してきた。JICAの支援でSHEPアプローチを導入した国は、現在までにアフリカの約30か国を含め、全世界約60か国に広がっている。

一方で、SHEPアプローチを展開している多くの国では市場インフラの整備が不十分であることが多く、市場価格の不安定さや、収穫後の腐敗・損失の大きさなどが、農家や市場関係者の利益を損なう要因となっている。安定した販売機会の確保、価格の透明性と公平性の向上、そして効率的な流通の実現には、アクセスしやすく機能的な市場インフラの整備が不可欠である。

こうした背景を踏まえ、JICAはセネガルにおいて「ノト市場農産物流通改善計画準備調査」を実施している。同調査では、セネガル最大規模の園芸作物市場であるノト市場の移転・拡張を通じて、園芸作物の流通環境を整備し、市場価値の適正化および流通量の増加を図ることを目的に、無償資金協力案件の形成を目指すものである。この事業により、技術協力プロジェクト「小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ2」などを通じて能力強化を行ってきた周辺地域の農家に対し、更なる取引機会の拡大に貢献することが期待される。（以降、本事業を「セネガルにおける先行事例」と記載。）

また、JICAはSHEPアプローチの更なる展開に向けて、各国で異なる形式・内容で蓄積してきた成果データの標準化に取り組み、科学的な分析・評価が可能となる基盤づくりを進めている。この取り組みにより、SHEPアプローチの効果を示す根拠をデータとして体系的に整理し、それを活用して他の開発パートナーとの連携等を促進することで、2030年までに小規模農家100万戸への支援という中長期的な目標の達成に貢献することが期待される。

よって、本調査ではセネガルにおける先行事例を参考にしつつ、SHEPアプローチを導入しているセネガルを含む5カ国（セネガル、ジンバブエ、マラウイ、スリランカ、フィリピン）を主たる対象に、無償資金協力による市場関連施設の整備のニーズの確認および協力可能性の検討を行う。

また、各国で得られる成果データの標準化を図り、科学的な分析・評価が可能となる基盤づくりにも取り組む。

本調査を通じて、市場等のインフラ整備に関する候補案件を特定・具体化すると共に、その事業案がSHEPアプローチの価値を高め、農家の取引機会、より市場を意識した生産活動の促進につながり、さらには農業の発展と地域経済の活性化に貢献する方策について検討する。

第2条 調査の目的、範囲、方針・留意事項

【無償資金協力の実施可能性にかかる業務】

（1）調査の目的

セネガルにおける無償資金協力とSHEPの連携の先行事例を参考に、SHEPアプローチを導入している5カ国（セネガルを含む）を対象とした現地調査と、その他数か国に対する机上調査を行い、市場インフラ整備等に係る短期的・中長期的な無償資金協力の実施可能性を調査し、技術協力との連携・相乗効果を創出できる資金協力案件の具体的な提案を行うものである。

（2） 各国の SHEP アプローチ関連事業および農産物市場にかかる包括的な情報収集

調査では、まずセネガルにおける先行事例について、「ノト市場農産物物流通改善計画準備調査」の実施コンサルタントや JICA セネガル事務所、関係者に対して、案件コンセプト、事業案の概要、SHEP プロジェクトとの連携や DX 活用に関するアイデア等を聞き取る。

そのうえで、机上調査とセネガル含む 5 か国における現地調査を通じて、各国における SHEP プロジェクト²の現状及び取組と、農産物市場の概要（拠点となる市場の規模・取扱品目・取扱量とインフラの現状、市場間のネットワーク・流通量等）を把握する。セネガルにおいては、ノト市場以外の市場ニーズの特定を想定し、市場に関する情報および関連情報を収集・整理する。当機構や各ドナー／開発パートナーによる報告書などの既存資料を最大限活用し、効率的に情報収集する。

また、先方政府関係機関、他ドナー／開発パートナーのみならず、農家組織の代表者や地域の長など、農業に従事する女性代表、仲買人、卸売・小売業者などサプライチェーンを構築する広い範囲のアクターに聞き取り調査を行い、関係者の実務上の課題を把握するとともに、それらの改善に資するインフラ整備のあり方も検討する。

現地調査に当たっては、現地リソース（調査対象国における設計基準や制度に詳しい人材、通訳兼調査のロジスティクスの支援人材等）の活用等により効果的に調査を実施する。

（3） 先方政府関係機関のニーズ把握と候補地の選定

各国における具体的な無償資金協力の可能性を検討するため、各国におけるこれまでの無償資金協力や類似案件の実施実績及び成果発現状況等を確認する。また市場インフラ整備の案件について、先方政府関係機関の意向及びニーズを可能な範囲で確認する。特に現行の農産物市場の移転・拡張のニーズ・計画の有無について確認し、可能な限り先方政府の計画に沿う形での案件実施の可能性を追求する。

² 各国の関連案件は以下の通り。

- セネガル：小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ2
- マラウイ：市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（MA-SHEP）
- ジンバブエ：市場志向型農業振興プロジェクト（ZIM-SHEP）
- スリランカ：サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト
- バンサモロ自治政府：能力向上プロジェクト（農業振興・生計向上・中小企業・地方自治体能力強化）

なお市場の立地は慎重に選定する必要がある。既存市場と競合するような場所では既存の販売価格との直接的な競合が生じる可能性があり、プロジェクトの受容性が低下する。そのため、既存市場とは一定の距離を置いた立地選定が望ましい。

（4）期待される成果品のイメージ

（2）（3）を踏まえ、調査全体を通じて、短期・中長期的な無償資金協力の案件形成に資する情報を整理し、今後類似の案件を形成する際に留意すべきポイント、前提として確認すべきポイントをまとめ、「市場建設のための手引書（チェックリスト）」（仮称）を作成する。また、特に対象国全体から一般無償案件候補となる3件を目安とした優良事業候補を選定し、無償資金協力の案件形成に必要なコンセプト案をまとめる。

なお、検討する無償資金協力のスキームは「一般無償³」を主に想定する。ただし、「国際機関連携方式」「経済社会開発計画」の形成につながるアイデアを追加的に提案することを認める。特に治安上の制約のあるフィリピンにおいては「国際機関連携方式」、既に一般無償で SHEP 市場の形成予定のあるセネガルについては、「国際機関連携方式」または「経済社会開発計画」での案件形成の提案も有力な候補となり得る。

【データ標準化にかかる業務】

（1）調査の目的

各国での SHEP アプローチの実践を踏まえた更なる展開に向けた、各国での実践に伴う成果・データを効率的に収集するための基盤づくりとして、SHEP プロジェクトを通じた標準的なデータ（以下、「SHEP データ」という。）収集・分析体制の検討を行う。

（2）SHEP データ標準化に向けた取組

SHEP のデータ標準化に関しては、現在機構内で実施中の SHEP 関連の技術協力プロジェクトで収集するデータの標準化の取り組みを踏まえ、機構で作成された調査プロトコール及び標準調査票の草案を元に、今回の調査対象国を含む各国で展開される SHEP プロジェクトの成果を、学術的にも分析可能な形で調査をするための調査プロトコールと標準調査票を作成する。

³ 第3章「2. 業務実施上の条件」（4）（ア）①及び（イ）③の資料参考

そして、調査プロトコールに則り標準調査票で収集された SHEP プロジェクトのデータが適切に自動的にデータベースとして構築され、当該プロジェクトの成果の分析が容易に行われる仕組みづくりを併せて行う。また、SHEP は全世界 60 か国以上で展開されていることから、個別の分析だけではなく、複数の SHEP プロジェクトの調査結果を総合して分析できるデータベースであることも期待される。なお、こうした科学的な分析を可能とする体制は、世界中で使われている既存のデータ収集のツールを活用することを想定する。これについては、JICA からの資料提供に基づいて、主に準備・整理業務（1.5 人月程度）での対応を想定している。現地調査対象の各国における SHEP 協力実績も確認し、必要に応じてその現状を踏まえたデータ標準化の目的や段取りを提案すること。

第3条 調査の内容

（1） 各国でのSHEPプロジェクトの概要の理解と地域の既存市場分析以下に記載の候補国における実施可能性を検討するため、現地調査実施前に先方政府関係機関、JICA在外事務所及び関係部署、実施中プロジェクトに従事する専門家・コンサルタントへのインタビュー調査をオンラインで実施する。

【対象国】

○現地調査を実施する国：セネガル、ジンバブエ、マラウイ、スリランカ、フィリピン

※フィリピンについてはミンダナオ・バンサモロ自治地域に絞った調査とする。

○現地調査を実施しない国（机上調査のみ）：その他 3 か国程度（エチオピア、タンザニア、パプアニューギニアなどを想定。代替提案は可能。）

※机上調査のみの対象国については、将来的な案件形成を念頭に以下の確認事項を調査し、無償資金協力の案件形成の可能性がどの程度ありそうか、その場合の有力な候補地となりそうな地域があるかを中心に検討を行う。

【主な確認事項】

- ・先方政府関係機関のニーズ把握、ニーズのある地域における既往SHEPプロジェクトの状況と農家の育成状況
- ・農産物の物流に関する課題の特定
- ・各地域の既存市場の状況と関連計画の有無
- ・市場候補サイトの存在の有無
- ・当該市場における移転、修繕、整備等の計画の有無
- ・プロジェクトの対象範囲（市場建設以外に、物流面で追加の課題があるか）
- ・現地調査の対象地域/市場（現地調査実施国のみ）

（2） 対象地域/市場における市場開発（移転、新規建設）の実現性にかかる調査（現

地調査)

【対象国】セネガル、ジンバブエ、マラウイ、スリランカ、フィリピン

(フィリピンについてはミンダナオ・バンサモロ自治地域に絞った調査)

【主な確認事項】

現地調査対象5カ国に渡航し、以下（5）の作成を念頭に調査を行う。主に以下の項目について確認を行うことを想定するが、各国の実情に応じて調査項目については追加・絞り込みを行う⁴。

(ア) 市場概要（現状の流通状況と市場移転・改修・新設後の見込み）

- ① 市場概要：場所、市場面積（敷地面積、設備面積）、施設構成、取扱量、取扱額、出入り業者数、市場の商圈（距離）、季節的変動、主要取扱産物・品目、（経済圏としての）物流の流れ
- ② 課題分析：当該市場選定理由・背景、課題（施設面、運営面、流通面等）
- ③ 需給バランス：（需要面）対象地域の人口、所得水準、（供給面）供給源の農家数、主要作物と農業生産性、生産サイクル
- ④ アクター分析：市場の所有・運営体制、アクター間（流通業者、卸業者、仲卸業者、小売業者、生産者）の関係性の実態、金融業者の有無
- ⑤ 市場の財務管理体制：運営収支、賃料収入、キャッシュフロー、（運営）市場運営上の規制、ルール

(イ) 土地・インフラ面の開発条件

- ① 土地・アクセス：地盤、幹線道路からのアクセス（距離、アクセス道路）、物流コスト（渋滞・滞留、待機時間）、地形的制約、等
- ② インフラ：上下水道（水源）、電気、通信の現状と整備
- ③ 施設設計：施設構成（売り場、保管施設、衛生設備、駐車場、事務所）の現状、市場内導線、各国設計基準の確認、類似市場建物の調査、日本基準との比較を通じた提言や考えられる施設設計案の作成
- ④ 管理システム：市場運営・管理に導入されている情報管理システム
- ⑤ DX・ICT活用方策（価格表示ボード、入場券電子化、農産物価格・物流・マッチング・電子決済等を可能とするアプリ・プラットフォームの有無と活用方法（例：ケニアM-Pesa））

(ウ) 社会的、法的、制度的および環境的条件

- ① 社会的側面：住民移動の発生有無と対応策、補償制度等
- ② 法的側面（土地権利（地籍調査）、所有権移転規制、土地使用権確保の

⁴ 以下では市場開発の無償資金協力の案件形成において確認が不可欠な項目について網羅的に記載を試みている。ただし、ここに記載の項目以外に事業の実施に当たって前提として確認が不可欠なものがあると考える場合は、プロポーザルで提案すること。また確認すべき項目が多岐にわたるため、限られた調査日程の中で、どの項目を事業形成に与える影響が大きいと認識して重点的に調査するのか、どのような段取りで効率的に情報収集するのかという戦略を検討し、プロポーザルで提案すること。

ための手続き、市場設置・運営に関する規制)

- ③ 行政・制度面：市場運営・維持管理体制、関係省庁・自治体の権限・役割、事業化にあたり想定されるカウンターパートの体制、予算（現状、手続き、フロー、中央政府から地方自治体／自治政府への権限・予算の流れを含む）
- ④ 環境的側面⁵：建設と運営が環境に与える影響（水資源、廃棄物処理）水源利用による対象地域への影響、廃棄物処理法令（売れ残り青果廃棄物に対応する処理施設の検討等）

（工） 対象地域、対象市場における既存の商慣習、市場活動にかかる調査

- ① 周辺地域の小規模農家グループ、生産者団体の商的活動、市場アクセスの有無
- ② 対象地域・市場の独自慣習（ヒト、モノ、カネの動き）
- ③ 市場価格の決定方法、市場情報の生産者へのフィードバックメカニズム
- ④ その他事業化にあたり想定される課題（安全面、渋滞、衛生面（汚水・悪臭）、フードロス等）

（オ） フィリピン国ミンダナオ・バンサモロ自治地域における調査での追加項目

フィリピン国ミンダナオ地域・バンサモロ自治区については、地域の特性を踏まえ、以下の事項について追加的な確認を行うこと。

- ① 邦人立ち入り可の地域における候補地の抽出
- ② 現地コントラクターのリソース確認（仮に国際機関連携無償で邦人立ち入り禁止区域にてプロジェクトを実施する場合に委託できそうな技術力、信頼性、自律性、遠隔対応力を備えたコントラクター有無）
- ③ ①に加え、邦人立ち入り禁止区域への横展開可能性の検討に伴う対象地域の有無と治安情報の確認

（3） 市場開発（移転・新規整備）事業実施に必要な要件・手引書の作成

市場インフラ整備事業を実施する際に必要な技術的要件を明確化し、その要件を踏まえた事業実施プロセスの手引書（チェックリスト含む）を整備する。

- （ア） 日本国内における市場インフラ整備時の技術的要件（標準設備、機能、運営・維持管理体制、環境対策など⁶）および関連するチェックリスト・指針の事例を調査・整理する。
- （イ） 国内事例およびノート市場事例を参考に、SHEP協力国で適用可能な技術的要件案を整理する。

⁵ 可能であれば、スクリーニング様式の入手を行う。

⁶ （2）の調査項目も参考に、どのような項目を技術的要件として手引書に盛り込むべきかを検討し、プロポーザルで提案すること。

(ウ) 上記を踏まえ、SHEP実施国で市場インフラ整備（移転・建て替え・新規建設）を進める際の事業実施プロセスを体系化した手引書を作成する。手引書には、技術的要件を確認するためのチェックリストに加え、SHEPアプローチにも適用可能な確認項目を含める。

(エ) 国内有識者へのヒアリングを実施し、要件案および手引書の妥当性を確認する。

(4) SHEP関連技術協力との市場連携方策の整理⁷

(ア) SHEP関連技術協力との連携方策の整理（例：ノト市場における販売スペースの確保、等）

(イ) SHEP関連技術協力の対象農家に裨益する市場機能の抽出

(5) 無償資金協力案件検討資料の作成

調査結果を短期・中長期的な無償資金協力案件の形成に資する情報を中心に報告書にまとめる。そのうち、特に一般無償案件の形成につながりそうな候補案件を現地調査対象の5か国全体から3件選定し、案件コンセプト案を作成する。作成に当たっては、以下の項目を含める。

(ア) 事業内容（施設、機材等の内容、コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容、調達・施工方法）

(イ) 本事業の妥当性及び日本への裨益：日本が本事業を実施する意義・必要性、日本の政策（農業、地域・国の政策）との合致点、SHEPとの関連で生まれる付加価値や強み、日本の協力の見える化の方法

(ウ) 本事業の受益者（ターゲットグループ、直接・間接受益者）

(エ) 総事業費／概算協力額

(オ) 事業実施スケジュール（協力期間）

(カ) 事業実施体制（事業実施機関／実施体制、他機関との連携・役割分担、運営／維持管理体制）

(キ) 安全対策、環境社会配慮、横断的事項（気候変動・生物多様性）

(ク) ジェンダー主流化に貢献する要素、DXの活用方策

(ケ) 事業効果（定量的効果、定性的効果）⁸

(コ) 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

⁷ 本調査で検討する事業は、SHEPを展開する技術協力と連携することで、無償資金協力の効果を高めることが期待される。逆に、無償資金協力の実施によって技術協力の価値も向上し、両者の間に相乗効果が生まれる可能性がある。こうした相乗効果を最大化するために、どのような仕組みや工夫が有効かについて、仮説を立ててプロポーザルで提案すること。（5）（ク）にも記載するDXの活用方策とも関連づけて提案されるとなおよい。

⁸ 簡易的な内部收益率の算出も検討すること。可能であればエクセルで簡単に表を作成し、想定される変数情報を入力すると自動算定されるようなものが望ましい。

(6) SHEPアプローチ関連技術協力におけるデータ標準化⁹

SHEP関連の技術協力プロジェクトにおいて収集されるデータを活用して科学的エビデンスを産出する仕組みを検討する。

(ア) 調査プロトコール（枠組み）の作成

- ① JICA経済開発部からデータ標準化の目的及びSHEPアプローチを技術協力プロジェクトへ組み込む際に留意する点等を聞き取り、進め方について議論する。
- ② 調査プロトコールの草案¹⁰を元に、SHEPプロジェクトで案件横断的に把握したい項目、サンプリング方法、サンプルサイズ、実施タイミング等について検討する。
- ③ 既に有識者としてデータ標準化プロセスに参加している学術関係者（2名）との打合せを行い、学術的に分析可能なデータ標準化のための調査プロトコールを最終化する。なお、これ以降もすべての成果品の完成まで、有識者とは情報共有と相談を適宜適切に行い、SHEPプロジェクトの効果を学術的・科学的に分析するという目的から外れない様に留意する。
- ④ JICA経済開発部の確認を経て、技術協力プロジェクトとして適用可能かつ学術的に分析可能なデータ標準化に係る調査プロトコール（日本語・英語）を作成する。

(イ) 標準調査票の作成

- ① 有識者の意見を交えて作成された標準調査票のファーストドラフト¹¹を用いて、SHEP事務局及び有識者の意見を踏まえて、SHEPプロジェクトの全案件に適用すべき最低限の調査項目を再確認する。
- ② 必要最低限の調査項目を含んだ、標準調査票（ベースライン・エンドライン）を作成する（日本語・英語）。
- ③ 調査員が標準調査票の各質問の意図を正確に捉えられるように、各設問の補足説明の資料を作成する（日本語・英語）。

(ウ) データ収集

- ① 標準調査票を元にして、世銀のSurvey SolutionsやKoboToolboxといったCAPIツールを用いた調査票（アンケート）やデータ収集用のフォーマットを作成する（どのツールを用いるかは機構と協議の上決定する）。
- ② 各SHEPプロジェクトがデータ収集を行う際の各種条件（対象の選定方法、インタビュー手法等）を入力するためのフォーマットを作成する。
- ③ データ収集に係るマニュアルを作成する（日本語・英語）。

⁹ ウ・エを中心に、複数のプロジェクトにおいて統一的なデータ収集・分析を行う基盤を整えるためのツール、手法、手引書の作成・適用における工夫について、プロポーザルで提案すること。

¹⁰ 第3章「2. 業務実施上の条件」(4)(ア)①の資料参考

¹¹ 第3章「2. 業務実施上の条件」(4)(ア)①の資料参考

(エ) データベース構築・データ分析

- ① 標準化されたデータを収集した際に、それらが適切かつ自動的にデータベースとして構築されていくフォーマット（エクセルを想定）を検討する。
- ② データベースからSHEPプロジェクトの効果やインパクトを科学的に示すための図表等が自動で生成される仕組みをフォーマットに組み入れる。
- ③ 各国で収集された標準化されたデータを個別でも、合計でも分析を可能とするデータベースのフォーマットとして完成させる。
- ④ データ分析に係るマニュアルをデータ収集のマニュアルに追記する（日本語・英語）。

(オ) 説明会の開催

- ① 機構内及びSHEPプロジェクトに従事する専門家を対象に、本作業の結果を説明する（合計2回。説明会はJICAがアレンジする）。

第4条 報告書・成果品等

(1) 期待される成果品に関する特記事項

(ア) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

各国現地調査レポート以降については、第2条（1）（2）（4）の内容について取りまとめて整理すること。（3）（5）の内容は以下（イ）、（6）の内容は以下（ウ）に記載の資料に別途取りまとめることとする。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書	契約開始後10営業日以内	和文 電子データ
インセプションレポート	業務締結後から1か月を 目途	英文 電子データ
各国机上調査レポート	机上調査のみの対象国3 か国について、第2条 （1）の項目について調 査結果をまとめる。	和文、英文 電子データ
各国現地調査レポート	現地調査対象国5カ国に ついて、各国の現地調査 からの帰国後1カ月を目 途	和文、英文 電子データ
ドラフトファイナルレ ポート	契約終了前1カ月を目途	和文、英文 電子データ
ファイナルレポート	契約終了時	英文：6部（製本） 和文：6部（製本）

		電子データ CD-ROM (和文・英文各1枚)
--	--	----------------------------

注1. 「業務計画書」の記載事項は、共通仕様書第6条に記載する通り。

注2. 「インセプションレポート」は、分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。

注3. 「ドラフトファイナルレポート」については、各国の現地調査レポートを統合したうえで、全体を俯瞰する横断的な事項を含めて取りまとめる。

注4. 報告書・提出物の作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払うこと。

注6. 報告書には収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）を別添または別冊として含めること。なお面談については実施後ワードファイル等でメールに添付し、速やかに提出すること。

(イ) 無償資金協力案件形成のための情報整理とコンセプト案作成

- ① 第2条（3）を踏まえ、調査全体を通じて、短期・中長期的な無償資金協力の案件形成に資する情報を整理し、今後類似の案件を形成する際に留意すべきポイントや前提条件をまとめ、「市場建設のための手引書（チェックリスト）」（仮称）を策定する。
- ② 調査を通じて一般無償案件の形成につながる候補案件を選定し、3件を目安に案件コンセプト案を作成する。コンセプト案の作成に当たっては、以下の項目を含める。詳細項目については、第3条（5）参照。

(ウ) データ標準化に関する調査の整理結果

データ標準化については、本特記仕様書案に記載のマニュアル・フォーマットを整理し、2026年8月頃を目途に提出する。

(2) その他、報告書に関する注意事項

- (1) のうち (ア) ファイナルレポート、(イ) コンセプト案 (3件以上) を最終成果品とする。
- 報告書・その他の成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。
- 報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

別紙：報告書目次案

第5条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

注) 本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第1章 調査の概要

- 1-1 本調査の背景
- 1-2 調査の目的
- 1-3 調査団の構成
- 1-4 調査日程

第2章 調査方針

- 2-1 調査協議結果概要
- 2-2 各調査項目に係る調査の方針および留意事項
- 2-3 情報収集の方針および留意事項
- 2-4 カウンターパートへの情報提供の方針および留意事項

第3章 調査結果

- 3-1 セネガル
 - 3-1-1 カウンターパートおよび現地コントラクター候補
 - 3-1-2 既存市場の概要・分析
 - 3-1-3 対象地域/市場における市場開発（移転、新規建設）の可能性
 - 3-1-4 市場概要（現状と建て替え・移転・新規建設後の見込み）
 - 3-1-5 土地・インフラ面の開発条件
 - 3-1-6 社会的、法的、制度的および環境的条件
 - 3-1-7 対象地域、対象市場における既存の商慣習、市場活動

※3-2 以降、他 4 か国についてもセネガルと同様の項目について記載する。（机上調査のみの対象国については、別途「各国机上調査レポート」に取りまとめるものとし、報告書本体には含めない。添付資料とするか否かについてはドラフトファイナルレポートの作成段階で確認を求ること。）

※なお、フィリピンについては、ミンダナオ・バンサモロ自治地域における国際機関連携無償の可能性に関する項を追加する。

第4章 支援可能分野に係る課題・提言

4-1 支援の基本方針案

4-1-1 支援の目的

4-1-2 支援項目と内容詳細

4-1-3 実施場所（建て替え、移転、新規建設）および期間

4-1-4 投入内容および要員構成

4-2 支援案の開発効果および課題

4-3 カウンターパートおよび現地コントラクター候補の事業実施能力

4-4 支援実施にあたっての留意事項

以上

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	市場開発の実現性にかかる調査 (特記仕様書案に記載されたもの以外の調査項目)	第3条 (2)
2	市場開発の実現性にかかる調査 (効率的な調査方法や行程)	第3条 (2)
3	市場建設のための手引書に含めるべき項目・内容にかかる現時点での案	第3条(3)
4	「SHEP技術協力と市場連携方策」の検討案 (DXの活用方法等)	第3条(3)
5	データ標準化に係る調査 (データ収集とデータ分析の手法に係る具体案)	第3条(6)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：農水産物の物流に関する調査・設計に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者：全体総括／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者／〇〇（格付の目安（2号））】

- ① 対象国及び類似地域：全世界
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

調査の初動として、まず在外事務所へのヒアリングを実施し、調査候補地のリストアップおよび先方政府におけるリソースパーソンの把握から着手してください。なお、必要な調査項目の詳細については、「第2章 特記仕様書案」を参照してください。

各国における調査日数はおよそ以下を想定しています。

- セネガル：7日～10日
- ジンバブエ：14日
- マラウイ：14日
- フィリピン：14日
- スリランカ：14日
- 再検証調査：7日（必要に応じて）

実施中案件との関連、案件形成の直近のニーズを踏まえ、業務開始直後（2026年4月～5月頃）にセネガル→ジンバブエの2か国の調査を行うことを求めます。それ以外の国については契約期間内に報告書をまとめられることを条件に現地の調査の順番・時期を問いません。プロポーザル時点での仮の行程案を示してください。それともとに契約交渉時点でスケジュールについて調整を行います。（調査順については評価の対象外としますが、現実的な調査手順を提案しているかは評価の対象とします。）

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約13.30人月

※業務従事者構成の検討に当たっては、設計、土木、SHEP アプローチ、DX、データ分析の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目途 延べ 17 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

再委託は認めません。

(4) 配付資料／公開資料等

(ア) 配付資料

- ① 無償資金協力の制度（国際連携無償・経済社会開発）について
- ② データ標準化にかかる調査プロトコールの草案
- ③ データ標準化にかかる標準調査表のファーストドラフト

(イ) 公開資料

- ① SHEP アプローチに関する基礎情報や教材等：
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/shep/>
- ② 外務省公開のセネガル国「ノト市場農産物流通改善計画」案件概要表：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100685636.pdf>
- ③ 国際協力機構史（無償制度の参考）：
<https://www.jica.go.jp/about/basic/history/list01.html>
- ④ 調査実施国の SHEP 案件の ODA 見える化サイト（事前評価表を含む）
 - セネガル国 小規模農家能力強化プロジェクト（フェーズⅡ）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/202108331/index.html>
 - マラウイ国 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1600250/index.html>
 - ジンバブエ国 市場志向型農業振興プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1700338/index.html>
 - スリランカ国 サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/201903251/index.html>
 - フィリピン国 バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1900352/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (*語↔*語)	無 ※現地でのコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、セネガルで使用する言語は仏語です。また、スリランカでは、政府機関との間では英語可ですが、プロジェクトサイト等でのコミュニケーションはシンハラ語となります。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

各国における関係機関の窓口担当者の紹介については、JICA在外事務所の支援を受けられる。

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を行なうこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) 特に、外務省海外安全情報レベル3以上の地域に該当するフィリピン国ミンダナオ島バンサモロ自治地域への渡航に際しては、JICAの国別安全対策情報等をご一読いただくほか、最新の渡航制限並びに現地の治安情勢を確認し、それに応じた渡航計画の策定及び必要な安全対策を講じてください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務のうち、フィリピンのミンダナオ地域バンサモロ地区への渡航については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 戦争特約保険料

フィリピンのミンダナオ地域バンサモロ地区への渡航については災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます（定額計上）。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」を参照願います。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

70,850,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（4）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（5）定額計上について（該当する□にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（495,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	フィリピン国ミンダナオ・バンサモロ自治地域	495,000円	戦争特約保険	直接経費

（6）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（7）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することができます。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（8）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（9）外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	2	
イ) 作業計画	8	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)